（人事院規則一―三八の一部改正）

第四条　人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「若しくは配偶者同行休業法」を「、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」に改める。

（人事院規則一―四五の一部改正）

第五条　人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は配偶者同行休業法」を「、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法又は平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」に改める。

（人事院規則二―三の一部改正）

第六条　人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第六号」を「第八号」に、「、第五号及び第七号」を「から第七号まで及び第九号」に改め、第十一号を第十三号とし、第五号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五　公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣制度に関すること。

六　公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣制度に関すること。

第二十九条第一項中「第十一号」を「第十三号」に、「、第十号及び第十二号」を「から第十二号まで及び第十四号」に改め、第十四号を第十六号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十　公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。

十一　公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。

第二十九条第四項中「同項第十三号」を「同項第十五号」に改める。

（人事院規則八―一二の一部改正）

第七条　人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一　職員が平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣された場合

十二　職員が平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣された場合

（人事院規則九―七の一部改正）

第八条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、又は当該派遣後職務に復帰した場合

十　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣され、又は当該派遣後職務に復帰した場合

第五条第二項中「又は停職」を「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣され、又は停職」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条　職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合（給与法第二十三条第一項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十二条若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条の規定（以下この条において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病により承認を得て勤務しなかつた場合を除く。）は、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当及び専門スタッフ職調整手当は支給することができない。

（人事院規則九―八の一部改正）

第九条　人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第八の備考を次のように改める。

備考

次の各号に掲げる職員に関するこの表の適用については、当該各号に定める当該職員の業務を公務とみなす。

一　派遣職員　派遣先の機関の業務

二　官民人事交流法第８条第２項に規定する交流派遣職員　官民人事交流法第16条に規定する派遣先企業において就いていた業務

三　法科大学院派遣法第４条第３項又は第11条第１項の規定により派遣された職員　法科大学院派遣法第９条（法科大学院派遣法第18条において準用する場合を含む。）に規定する当該法科大学院における教授等の業務

四　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第１項の規定により派遣された職員　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第23条に規定する組織委員会における特定業務

五　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第４条第１項の規定により派遣された職員　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第10条に規定する組織委員会における特定業務

（人事院規則九―一三の一部改正）

第十条　人事院規則九―一三（休職者の給与）の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改める。

二　規則一一―四第三条第一項第五号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が公務上の災害若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による災害（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の災害又は補償法第一条の二に規定する通勤による災害を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の災害若しくは特定規定に規定する通勤による災害を受けたと認められるとき　百分の百以内

（人事院規則九―二四の一部改正）

第十一条　人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号ロ中「又は法科大学院派遣法第十一条第一項」を「、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣又は平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項」に改める。